

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 8 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

ICT 等を活用した介護認定審査会の開催について

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」（令和2年2月28日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の場所に集まって実施する必要はない旨をお示ししております。

本取扱いについては、介護認定審査会の業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点から、今後、新型コロナウイルス感染症対策に限らず、実施できることとしますので、内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

（本件担当）

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

TEL：03-5253-1111（内線 3944、3945）

Mail：roukenkanintei@mhlw.go.jp